

1. 21世紀の課題としての開発援助の動向

- (1) 開発問題への国際的関心の高まり: グローバル化に伴う貧困問題の深刻化
 (2) 国際社会による取組の強化

(イ) 欧米主要援助国における ODA の増額の動き

(ロ) ミレニアム開発目標(MDGs)の設定

- 96 年 OECD-DAC において「21 世紀に向けて: 開発協力を通じた貢献」(DAC 新開発戦略)採択。その中で7つの国際開発目標(IDGs)設定。その一つは、「環境の持続可能性と再生」で、2015 年までに、現在の環境資源の減少傾向を地球全体及び国毎で増加傾向に逆転させ、すべての国が 2005 年までに持続可能な開発のための国家戦略を実施。
- 2000 年9月国連ミレニアム・サミットにおいて「ミレニアム宣言」採択。のちに同宣言と IDGs を発展的に統合したミレニアム開発目標(MDGs)が一つの共通の枠組みとして成立。

(ハ) 開発戦略を巡る新たな潮流

- 80 年代は、IMF・世界銀行を中心として途上国のマクロ経済の安定化、および社会・構造改革を支援し、民間セクターの活力によって所得の向上を目指すアプローチ。⇒これらの支援で学んだこと: 支援が真に実効性の高いものとなるためには、改革プロセスにおける途上国自身の主体性(オーナーシップ)を持った取組、と、当該国の実情に即した支援内容、が重要。
- 世界の貧困問題が一部地域を除いて深刻化していることから、OECD-DAC の場でも、96 年 貧困削減が開発援助の究極の目的であることが再確認。
- 開発援助が貧困削減に対し有効となるためには、良好な経済政策・制度環境が不可欠であることが確認。

(ニ) 包括的開発の枠組み提案

- 98 年 10 月の IMF・世界銀行年次総会において、ウォルフェンソン世界銀行総裁が、「包括的開発の枠組み」(CDF)を提唱
 - 適切なマクロ経済政策
 - 構造的側面(しっかりと組織された政府、市場経済に不可欠な法律・司法制度、監督の行き届いた金融システム、社会的弱者の保護)
 - 人的側面(教育制度の整備、保健・人口問題への対応)
 - 物理的側面(上下水、エネルギー、交通・通信インフラの整備、地球環境・文化の保護)
 - 特定分野における戦略(地方・農村開発、都市開発、民間セクター開発)
- についても同等に検討する包括的な枠組みが必要

2. 開発に関する一連の国際会議

(1) 要な国際会議の成果:開発が主要議題の一つになった。

- 開発資金国際会議(2002年メキシコモンテレイ)
- G8 カナナスキス・サミット(2002年カナダ)
- 持続可能な開発に関する世界首脳会議(2002年ヨハネスブルグ)
- 第3回アフリカ開発会議(TICAD III)(2003年9月29日~10月1日に東京で開催)

(2) 主要な論点:あらゆる手段を通じた開発資金の確保、援助の効率化、良い統治(グッド・ガバナンス)の確保、選択的な援助の実施、NGO や民間部門との連携強化

- ミレニアム開発目標(MDGs)の達成
- 開発資金の確保
- 援助の効率化
- 良い統治
- 援助の選択的实施
- 官民パートナーシップ(PPP:Public-Private Partnership)の進展

(3) わが国の対応

1. 援助の重点化・優先順位付けの明確化
2. 援助のさらなる効率化

- 被援助国政府のオーナーシップの下、援助国や国際機関との間で、密接な情報共有と意見交換が必要(各自の支援計画と被援助国の開発政策との間に整合性を確保:このような考え方は多くの援助国の共有するところであり、被援助国政府、援助国・機関や NGO 等の関係者が集まって協議を行う機会が増加)
- わが国の援助方針を明らかにする
- 被援助国との政策対話を通じてその援助方針が理解されるよう努める
- 成果を重視し、より効率的、効果的に ODA を実施するため事前から中間、事後に至る一貫した評価の確立
- 援助手続きの簡素化や調和化:被援助国側のオーナーシップの尊重、被援助国側のニーズを踏まえた国別アプローチと多様性の確保
- 援助の効果的実施には、援助国側の努力だけではなく、被援助国側の能力の向上が不可欠。このため、わが国としては引き続き積極的に被援助国の能力向上のための技術協力。
- わが国自身による技術協力のみならず、ある程度の開発を成し遂げた途上国から未だ発展途上にある国への技術協力(南南協力)を促進

3. ODA の適正な事業規模の確保
4. 債務問題への取組
5. 市場アクセスの改善と貿易関連技術支援を通じた貿易・投資の活性化
6. NGO 等とのパートナーシップの強化

20. 国際環境条約間のリンケージ

1. 現状

- 最初の多国間環境条約の締結は、1968年のライン会議である。UNEPの推定では、その後、生物多様性、海洋、化学廃棄物・有害廃棄物、エネルギー・気候変動・大気、水・森林・土地などの分野で、最低502の国際環境条約が締結され、その内323は地域レベルの条約である。
- 国際環境条約間の重複、齟齬、抜け落ちが問題視されている。
 - 地域レベル条約が国家レベル、国際レベルの環境条約と関連性があるが、調整が行われていない。また、環境条約に規定された国家報告システムが条約毎に違っているケースなどがある。
 - 地球温暖化は生物多様性に与える影響は明らかだが、気候変動枠組条約、生物多様性条約のどちらにも、この分野について記載されていないので、取組がなされていないケースもある。
 - 環境、開発、貿易などが政府内で異なる省庁が主管していることにより、分野の重複、クロスオーバー、複雑化をもたらしている。
 - 国際環境条約間及び関連体制での重複、齟齬、抜け落ちなどを避け、相乗効果をもたらす統一性あるアプローチ方法が求められている。

2. 対応

- 環境条約の制定、環境マネジメントについて統一性のあるアプローチが必要なことは広く認識され、1997年のリオ条約締約国間の実施における相乗効果の専門家会議、1998年の世銀、UNEPなどによる「わが惑星の保護と人類の未来の確保」などがある。
- 1999年7月国連大学主催の「インターリンケージ：多国間環境条約における相乗効果と調整に関する国際会議」が開催された。この会議の目的は以下の4点である。
 - 「相乗効果及び調整」の重要性に関して、一般、政府及び政府間レベルの認識向上。
 - 多国間環境条約の「相乗効果及び調整」における既存のイニシアティブの調査
 - 「相乗効果及び調整」の明確化および調査について、協力可能な国際機関、学者、その他関係者の議論・対話の促進
 - この重要な問題に関する具体的なメカニズム、更なるステップ、及び実現可能ですべての点において有益な方針(win-win-path)、の明確化
- また、次の議題がワーキンググループで討議された。
 - WG1:情報システム及び情報交換における調整
 - WG2:ファイナンス
 - WG3:問題解決マネジメント
 - WG4:科学的メカニズム
 - 特別WG:持続可能な開発のための相乗効果